

公益社団法人仙北市シルバー人材センター適正就業基準

(目 的)

第1条 この適正就業基準は、公益社団法人仙北市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員に対して、適正かつ公平な就業機会を提供するため、適正就業に関する事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、適正就業に努めなければならない。

2 会員は、契約書又は仕様書等に記載された以外の作業をしてはならない。

(就業の原則)

第3条 センターは、会員の就業が適正かつ公平に行われるよう、次に定める事項に関して、会員に周知徹底しなければならない。

(1) 会員は、共働・共助の理念の基に、特定の会員のみが継続的に就業することなく、多くの会員が就業の機会を得られるよう、グループ就業やローテーション就業により、仕事の分かち合いに努めなければならない。

(2) 会員は、自己の都合により就業を辞退する場合は速やかにセンターに申し出なければならない。ただし、継続就業を辞退する場合は、1か月前に申し出なければならない。

2 センターは、会員の希望・能力に応じて適正かつ公平な就業機会の提供に努めなければならない。

(就業の基準)

第4条 会員は、次の基準により就業しなければならない。ただし、他に希望する会員がいない場合や発注者からの要望がある場合で、センターが特に認める就業についてはこの限りでない。

(1) 1日の就業時間は、原則として実働7時間程度とする。

(2) 1か月の就業日数は、概ね月10日程度以内とする。また、軽易な業務に該当する就業の場合は概ね週20時間、月80時間を超えない範囲で就業できる。

(3) 月別又は季節的に変動のある職種については、年間120日を超えない範囲において、1か月の就業日数が10日を超えて就業することができる。

(4) 同一場所における同一職種の継続就業をする会員の就業期間は、原則として最長5年間とする。

(重複就業の禁止)

第5条 会員の就業機会の公平化を図るため、継続就業をしている会員に対して、原則として重複就業の提供を行わないものとする。ただし、就業形態や特別な事由がある場合に限り認めることができる。

(就業の変更及び中止)

第6条 センターは、就業会員が発注者もしくは他の就業会員とのトラブルを発生させた場合、又は健康状態、就業に必要な体力、就業態度、就業に必要な技術・技能、その他の理由により当該業務の就業上、継続が困難と認められる場合は、その業務の提供を変更又は中止することができる。

2 前項の就業の変更又は中止を受けた会員は、安全・適正就業委員会にその就業の弁明を申し出ることができる。ただし、発注者からの就業会員解除の申し出がある場合は、この限りではない。

3 センターは、就業期間が満了した会員や就業を中止した会員の適正を考慮し、当該会員の希望があれば他の就業機会の提供に努めるものとする。

(健康診断書の提出)

第7条 センターは、就業提供の内容により就業上及び就業会員の健康上(疾病後の就業等)必要と認めた場合は、就業会員の診断書(専門医の就業可否)の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成25年1月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日より施行する。